



平成 30 年 5 月 14 日

各 位

会 社 名 鈴 茂 器 工 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 鈴 木 美 奈 子
(J A S D A Q ・ コ ー ド 6 4 0 5)
問 合 せ 先
役 職 ・ 氏 名 総 務 部 長 志 賀 融
電 話 0 3 - 3 9 9 3 - 1 3 7 2

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、下記のとおり「定款の一部変更の件」を平成 30 年 6 月 28 日開催予定の第 58 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

1. 変更の理由

(1) 取締役および監査役として広く適任者を得られるよう、また、期待される役割を十分に発揮できるよう、取締役会決議によって、法令の定める範囲内で責任を免除することができる旨の規定、ならびに業務執行を行わない取締役および監査役との間で責任限定契約を締結することができる旨の規定を、定款第 29 条(取締役の責任免除)および定款第 39 条(監査役の責任免除)として新設するものであります。

なお、定款第 29 条(取締役の責任免除)の新設に関しましては、監査役全員の同意を得ております。

(2) 上記条文の新設に伴い、条数の繰り下げを行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更箇所を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第4章 取締役および取締役会 <u>(新設)</u>	第4章 取締役および取締役会 <u>(取締役の責任免除)</u> <u>第 29 条 当社は、会社法第 426 条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第5章 監査役および監査役会</p> <p>第 <u>29</u> 条～第 <u>37</u> 条 (略)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>第 <u>38</u> 条～第 <u>45</u> 条 (略)</p>	<p>2. <u>当会社は、会社法第 427 条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p style="text-align: center;">第5章 監査役および監査役会</p> <p>第 <u>30</u> 条～第 <u>38</u> 条 (現行どおり)</p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p><u>第 39 条 当会社は、会社法第 426 条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>2. <u>当会社は、会社法第 427 条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p>第 <u>40</u> 条～第 <u>47</u> 条 (現行どおり)</p>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 30 年 6 月 28 日(予定)
定款変更の効力発生日 平成 30 年 6 月 28 日(予定)

以 上